

いじめに関する現状と課題

- ・ここ数年、「いじめの芽」や「いじめの兆候」もいじめとしてとらえ、積極的な認知と早期解消を図ることを共通理解しているため、いじめの認知件数は増えているが、年度末には解消することができている（平成29年度は6件継続）。
- ・いじめの態様は、その多くが「悪口、からかい」である。
- ・いじめ問題に適切に対処するために、いじめ問題対策委員会が中心となり、組織的な対応をしている。

また、いじめが起こりにくい土壌づくり・未然防止・早期発見・早期解決の手立て等、学校・家庭・地域全体による取組が重要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こりうることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった組織的・継続的な取組を実践する。
- ・いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処を進めていく上での前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める取組を推進する。
- ・いじめが確認された場合、学校は直ちに、被害児童や通報してきた児童の安全を確保し、加害児童に対して事実を確認した上で適切に指導する等、組織的に対応する。また、家庭への連絡・報告や事案に応じ、教育委員会等関係機関との連携を図る。

〈重点となる取組〉

- ・「いじめは、どんなことがあっても絶対に許されないことである」という共通認識を、すべての児童や大人がもてるよう、教育・啓発活動を推進する。
- ・児童一人一人が認められ、自己肯定感や自己有用感がもてる取組を実施し、お互いに相手を思いやる共感的な人間関係づくりを推進する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
〈連携の内容〉 ・基本方針をPTA総会や学校だより等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともにPTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・PTA役員や学校評議員、学校支援ボランティアの方々との懇談の機会を活用し、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・学校だよりやいきいき通信、PTA広報紙に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。	いじめ問題対策委員会 〈対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核、相談・通報の窓口、情報の収集と記録の共有、発生したいじめ事案への対応 〈対策委員会の開催時期〉 ・年3回開催（学期ごと。必要に応じて外部委員も参加。） 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は晚会等で伝達。 〈構成メンバー〉 ・校外…SC、PTA会長、学校評議員等 ・校内…校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、人権担当 全教職員	〈連携機関名〉 ・岡山県教育委員会 ・備前市教育委員会 〈連携の内容〉 ・保護者支援のためのSSWの派遣 ・児童支援のためのSCの派遣 〈学校側の窓口〉 ・教頭、生徒指導主事 〈連携機関名〉 ・備前警察署、備前市青少年育成センター、伊部地区青少年健全育成会 〈連携の内容〉 ・非行防止教室の実施 ・学校警察連絡協議会での情報交換・情報共有 ・定期巡回の依頼 〈学校側の窓口〉 ・教頭、生徒指導主事

学校が実施する取組	
① いじめの未然防止	〈人間関係づくり〉 ・授業や行事等の中で、一人一人が活躍できる機会を設け、自己有用感・自己肯定感を育み、互いに認め合う温かい人間関係をつくる。 ・縦割り班での集団遊びや掃除、運動会等の行事を通し、異学年の関わり合いを深めて思いやりのある集団づくりを行う。 〈児童会活動〉 ・いじめを自分たちの問題としてとらえ、いじめと正面から向き合う心情を育成するため、「いじめについて考える週間」において、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 〈居場所づくり〉 ・日頃の授業や行事等の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感を高める学校づくりを進める。 ・朝の会や帰りの会、特活の時間等に、自分や友達のよさを見つける活動を設定する。 〈思いやりの心や規範意識の醸成〉 ・道徳や特活の時間の中で、自他を尊重し思いやりの気持ちをもつことや、人に迷惑を掛けないことなどの指導を行う。 〈情報モラル教育〉 ・情報機器の利便性ととも、SNSを含むネットの裏に潜む危険性やいじめ、友人関係のトラブルについての学習を低学年から系統的に実施する。 〈教職員研修〉 ・岡山県総合教育センター作成の「不登校やいじめ、暴力行為等を生まないための学校づくりに関わる校内研修パッケージ」を活用した校内研修を実施する。 ・障害のある児童や外国籍の児童等、配慮が必要な児童については適切な配慮と日常的な支援を行うことができるよう積極的に研修を実施する。
② 早期発見	〈実態把握〉 ・児童の実態把握のためのアンケートを学期毎に実施し、年2回（必要に応じて年3回）の教育相談週間を設定することで、いじめ早期発見を図る。 〈いじめの認知についての共通理解を図ることで、「いじめの芽」や「いじめの兆候」を見逃さないようにする。〉 〈相談体制の確立〉 ・教育相談担当を中心に、いじめを見逃すことのないよう声掛けを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできる体制を整える。 〈情報の共有〉 ・児童の気になる変化や行為があった場合、すぐに知らせ合い相談し合う教職員間の関係づくりに努める。 ・毎週金曜日の晚会や職員会議等において、気になる児童についての情報交換の場を設け、情報の共有を図る。 〈家庭との連携〉 ・家庭訪問や個人懇談、日常的な電話や連絡帳等で、児童の学校での様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりして、きめ細やかな連携に努める。
③ いじめへの対処	〈いじめの有無の確認〉 ・児童がいじめられるのを発見したり、いじめの通報を受けたりした時は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、集団の雰囲気認知にも留意する。 〈いじめへの組織的対応〉 ・いじめの認知があった場合、速やかに報告し、組織的な対応を行うため、直ちにいじめ問題対策委員会を開催する。 〈被害児童への支援〉 ・被害児童や通報者を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対しての支援を行う。 〈加害児童への指導〉 ・いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。